二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ　組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称

(4)　（略）

ロ～ホ　（略）

ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)～(7)　（略）

(8)　会計監査人設置組合にあっては、法第三十七条の二第三項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

ト　（略）

2　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百三十四条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～十一　（略）

十二　法第七十四条第二項第三号（法第八十条において準用する場合を含む。）

2　（略）

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一　存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会をいう。第五項及び第六項において同じ。）が行う資格試験（次号において「農業協同組合監査士試験」という。）に合格すること。

二　（略）

三　次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。

イ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士（旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。以下この条において同じ。）の同号の事業に関する補助若しくは組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課における農業協同組合監査士の監査事業に関する補助又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。）

ロ・ハ　（略）

2～6　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ　組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

（新設）

(3)　（略）

ロ～ホ　（略）

ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)～(7)　（略）

（新設）

ト　（略）

2　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百三十四条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～十一　（略）

十二　法第七十四条第二項第三号（第八十条において準用する場合を含む。）

2　（略）

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一　存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条第一項に規定する存続全国中央会をいう。第五項及び第六項において同じ。）が行う資格試験（次号において「農業協同組合監査士試験」という。）に合格すること。

二　（略）

三　次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。

イ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士（旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。以下この条において同じ。）の同号の事業に関する補助若しくは組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課における平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格を有する者の監査事業に関する補助又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。）

ロ・ハ　（略）

2～6　（略）